

第 2 章

第 1 期連邦議会議員のプロフィール

中西 嘉宏

要約：

ミャンマーでの 2011 年 3 月 30 日の民政移管とその後の政治経済改革のうち、連邦議会が予想以上に重要な役割を占めていることは特筆に値する。今後のミャンマー政治を考えるうえで議会と立法過程の研究は不可欠のものになるであろう。そこで、本稿では、予備作業として、連邦議会（人民院、民族院）議員のプロフィール上の特徴を検討する。具体的には、まず議会制度の概要を説明したうえで、人民院、民族院、両院の民選議員の性別・年齢・宗教・民族、および学歴・前職の特徴を明らかにする。次いで、国軍司令官指名議員についても、同様に性別・年齢・宗教・民族、および学歴・兼務ポストの特徴を明らかにする。本稿は最終原稿の準備段階であるとともに、2015 年に予定されている次の総選挙で選ばれる議員と比較するための参照点を提供することにもなるであろう。

キーワード：

ミャンマー，ビルマ，立法過程，連邦議会，議員，プロフィール，将校

はじめに

本稿はミャンマーの第 1 期連邦議会議員のプロフィール上の特質を検討するものである。連邦議会は 2008 年 5 月に成立した新憲法にその基本的な構成が定められ、同議員を選出する総選挙（人民院、民族院および地方議会の民選議院を選出）は 2010 年 11 月に実施された。人民院の 325 議席、民族院の 168 議席をめぐって、それぞれ 989 人と 480 人の候補者が争った。総選挙の結果は、連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party: USDP）が、人民院と民族院でそれぞれ 259 議席と 129 議席を獲得した（工藤 2012）。第 2 党となった民族統一党（National Union Party）が両院合わせてわずか 17 議席しか獲得できなかったことを考えると、USDP が圧勝したと言っているだろう。

USDP は 1994 年に当時の軍事政権（国家法秩序回復評議会，State Law and Order Restoration Council: SLORC）が体制翼賛団体として組織した連邦団結発展協会（Union Solidarity and Development Association: USDA）を、2009 年の政党登録時に政党として再編したもので、かつての将軍たちが退役して文民として同党の最高幹部となった。したがって、組織的にも人的にも軍事政権（1997 年以降は State Peace and Development Council: SPDC）との連続性は明らかだった。また、当該選挙が自由で公平だったかといえば議論の余地がある。投開票時に政府の介入が大規模に行われた形跡は確認できないものの、選挙の自由さと公平さを開票時だけに限定するのは狭すぎるだろう。政党登録から短期間で、しかも言論の自由も、結社の自由も著しく制限されたなかで行われる選挙が公平なものとなることはない。さらに、最大の野党勢力である国民民主連盟（National League for Democracy: NLD）が同選挙をボイコットした。NLD は 1990 年総選挙の勝利政党である。その結果を実質的に無視するかたちで政権を維持してきた軍事政権であるから、同党の選挙不参加は総選挙が持つ国内的、国際的な正当性を大きく毀損するものであった。

新しく設置された議会そのものにも問題があった。よく知られているように、議会への国軍の直接的参加が制度的に保証されていた。具体的には、人民院、連邦院ともにその定員数の 25% までを国軍司令官が指名することができた。これにより、日常的な議会での討議と議決に国軍の意思を反映できることはもちろんのこと、憲法改正のためには議員定数の 4 分の 3 を越える賛成が必要であることから、国軍が憲法改正の拒否権を握ることになった。自身の権限を自身で掘り崩すことはよほどのことでない限り考えにくいので、2008 年憲法体制への移行後も実質的な軍事政権が続くものと予想された。当然、そのなかで想定された連邦議会の役割は、指導者の意向を受けて内閣が提出した法案を「ラバースタンプ」として法制化していく力のない議会である。

ところが、2011 年 3 月の民政移管を機に同国の政治は大きく方向転換する。詳しく

は記さないが、乱暴に要約すれば、市民の政治的権利を保障する政治的自由化が進み、市場経済を支える諸制度の整備が進んだ。むろん、現状は民主化までにはまだまだ距離がある。それにしても、予想以上に政治社会が活性化しているのは間違いないだろう。これまで考えられなかった、政党の活動や、労働運動、農民運動が活性化している。議会でも、議員たちの議論や立法活動はすでに「ラバースタンプ」でないことを証明した（ICG 2013）。

議会を通じた立法過程全般を検討することも興味深い課題であるが、この中間報告では、より基本的な事項、すなわち議会を構成する議員たちはどういう人たちだったのかについて掘り下げておきたい。指導層同様、軍事政権下でも影響力を持った人たちだったのだろうか。民選の議員たちについても退役して文民となった軍人たちが多かったのだろうか。議席の 4 分の 1 までを占めることができる国軍司令官指名議員は軍人といってもどういった軍人なのだろうか。これらが筆者の念頭にある問いである。

まず、1 では連邦議会の制度的仕組みについて概説する。次いで 2 では民選議員のプロフィールを検討する。3 では国軍司令官指名議員のそれを検討する。使用するデータは『ミャンマー共和国連邦議会』（*Pyihtaunzu Thatmata Myanma Naingandaw Hluttawmya*）をもとに筆者が作成したデータベースにもとづく。このデータは 2012 年 4 月の補欠選挙終了時の議員構成にもとめているため、本報告が公開される時点とは若干異なることを断っておきたい。

なお、本稿の内容は議員構成のラフなスケッチにとどまり、何らかの主張をするというよりも、情報を整理するという目的で執筆されている。この中間報告にもとづいて、立法過程についてのより詳細な検討を最終報告書では行う予定である。

1. ミャンマー連邦議会の概要

最初にミャンマー連邦議会の概要を解説しておく。

ミャンマーの連邦議会（Pyidaungsu Hluttaw）は人民院（Pyithu Hluttaw）と民族院（Amyotha Hluttaw）から構成される。人民院（定数 440）は全国に 325 ある郡（township）を基礎にして小選挙区制により選出された議員（定数 330）と、国軍司令官が指名して大統領が任命する国軍代表議員（最大定数 110）からなる。民族院（定数（224）は、全国に 7 つあるビルマ族が多数派を占める地域（Region）と、少数民族が多数派である 7 つの州（State）それぞれに、同数の 12 議席を割り振った議員（定数 168）と、人民院同様に国軍司令官が指名して大統領が任命する国軍代表議員（最大定数 56）からなる。民族院議員選挙における選挙区は、タウンシップを基礎にそれぞれの管区と州で 12 に分けられ、小選挙区制で争われる。高度の自治権が法的には認められると自治

区（Self-Administered Division or Self-Administered Zone）については、それが含まれる州内の定数 12 議席から割り振られる。

両院の関係は権限としては対等であるが、議席数の関係上、人民院が優位となっている。例えば、大統領候補となる 3 名の副大統領は人民院の民選議員、民族院の民選議員、両院の国軍代表議員から選出されることになっていて、大統領候補選出という点では対等である。ただし、大統領選出は全連邦議員による投票で行われるので、議席数の多い人民院議員の意向がより反映されやすいことになる。立法過程においても、両院を合わせた連邦議会への付議を義務付けられた法案を除いては、予算案も含めて一方の優越は認められていないので対等である。ただし、各院での採決結果が別れた場合、両院議員で構成される連邦議会セッションで審議と採決が行われるため、各院での採決から議員たちの投票行動がほとんど変わらないと仮定した場合、議席数が 216 多い人民院の採決結果が繰り返される可能性が高くなる。

さて、議員についてであるが、2012 年 4 月時点における両院を構成する政党の議席数および国軍議員の議席数は以下のとおりである。USDP が両院において第一党だが、人民院では半数弱（48%）、民族院ではわずかに過半数をとる程度（55.4%）である。これに国軍代表議員をあわせるとそれぞれ 73%と 80.3%となって、テインセイン政権の議会運営における強い権力基盤となっている。ただし、USDP と国軍代表議員を同一の勢力とみなすべきかどうかについては留保が必要だろう。後述するが、組織的出自と指導層のネットワークを共有する連立政権としてとらえた方が的確かもしれない。

その他の政党については、NLD がアウンサンスーチーの国民的人気により全国的に支持を集めている。しかし、2011 年の総選挙をボイコットして 2012 年の補欠選挙にはじめて参加したので、議員の数は、人民院では第二党の位置を占めるものの、その議席割合はわずか 8.4%である。民族院における議席数はわずか 4 となっている。もちろん、補欠選挙で争った連邦議会の 43 議席のうち 41 を NLD が獲得したことを考えると、同党への国民の支持はかなり高いものと推測できるが、現議会にはほとんど反映されていないとみるべきだろう。少数民族政党としては、シャン民族民主党とヤカイン民族発展党が、それぞれ人民院で 18 議席と 9 議席、民族院で 7 議席と 4 議席と、野党のなかでは目立つが、そうはいつても、立法過程に与える影響はかなり限定的だろう。

（表 1）

2014 年 2 月まで、会期としては、2011 年 1 月 31 日にはじまった第 1 セッションから 8 期まで終了し、現在、第 9 セッション（2014 年 1 月 31 日～）の途中である。その間、連邦議会の特別セッションが 2013 年 5 月 13 日に開催されている（仏教徒とムスリムの衝突に関する非常事態宣言の事後承認のため）。成立した法案数は、大統領府の

ホームページを参考にすると、これまでのところ合計で 84 本となっている。第 1 セッションが新政権の顔ぶれを決める人事にもっぱら充てられたため、それを除いた 7 つのセッション（開催日数としては人民院が 209 日、民族院が 201 日、連邦議会が 111 日）で 84 本というのは、やや少ないという印象を受ける。制度整備が急がれるなかで、本来であればよりスムーズな立法が求められるが、そう簡単にはいっていないことを示す数字だろう。実態としては、この法案成立数でも、議会に提出される前に法案をチェックする法務局（Attorney General Office）は、議会開始以来フル稼働状態で、同国の現時点での立法能力の限界なのかもしれない。1962 年に軍事政権が始まってから約 50 年近く議会が立法機関として十全に機能せず、執政府も立法府も手探りのなかで立法活動を進めていると考えると、当然といえば当然と見ることもできるだろう。

2. 民選議員たちのプロフィール

本節では、民選議員たちのプロフィールについて、性別・年齢・民族・宗教と、学歴・前職についての特徴を検討したい。本節で扱うのは人民院の民選議員 325 人と、民族院の民選議員 168 人である。

（1）性別・年齢・宗教・民族

まず、性別であるが、圧倒的に男性が多い。人民院の 325 人の民選議員のうち女性はわずか 21 人に過ぎない。民族院では 4 人とさらに減る。政党別に見た場合、両院合わせた USDP 議員 336 人のうち女性議員は 10 人であるのに対し、NLD は 41 人中 8 人と割合が高くなっている。そうはいつても議会は圧倒的な男社会である¹。

次に年齢である。図 1 は人民院議員、民族院議員の年齢構成を示している。人民院が 1940 年代後半生まれから 1960 年代前半生まれにかけて比較的均等に分布しているのに対して、民族院議員は 1950 年代前半生まれが多くなっている。その理由は、現在得られる情報だけからではわからない。政党別の年齢構成については、与党議員の年齢が高いということを必ずしも意味しない。例えば NLD 議員のうち、4 分の 3 の議員が 1940 年代生まれ（14 人）と 1950 年代生まれ（17 人）である。少数民族政党でいうと、ラカイン民族発展党（Rakhine National Development Party: RNDP）の議員 16 人の 2012 年 4 月 1 日時点での平均年齢は 64.3 歳、他方、シャン民族発展党（Shan National Development Party: SNDP）の議員 22 人のそれは 48.0 歳となっていて、政党によってば

¹ ミャンマー政治社会の女性の少なさについては例えば以下のインタビューを参照されたい。"Pushing the Limits on Burmese Women in Politics" The Irrawaddy (October 8, 2013) (<http://www.irrawaddy.org/interview/pushing-limits-burmese-women-politics.html>)

らつきがあることがわかる。

（図 1）

宗教については、仏教徒が多く、ミャンマーの、これまで最後のセンサスである 1983 年センサスの人口全体に占める割合（88.5%）をやや上回っている。人民院では仏教徒 295 人（民選議員の 91.0%）、キリスト教徒 26 人（同じく 11.7%）、イスラム教徒 3 人（同じく 8 %）、民族院では仏教徒 142 人（79.3% ）、キリスト教徒 35 人（19.6%）、イスラム教徒 1 人（1.1%）である。両院で合計 4 人いるイスラム教徒は全員が与党 USDP に所属している。

最後に民族である。表 2 が人民院、民族院それぞれの民族構成を人数と割合で示したものである。ビルマの割合を見ると、人民院と民族院それぞれ 68.6%と 55.4%になっている。これは、両院の選挙区割の違い、すなわち民族院では、少数民族が多数を占める州からより多くの議員が選出されるように設計されていることが一つの理由だと推測できる。実際、シャンを例外として、ラカイン、カイン、モン、チン、カチン、カヤーといった州に民族名を冠する少数民族は人民院における割合と同じかそれ以上の割合の議員がいる。他方、これは議席数の差があるので正確な比較にはならないが、構成する少数民族の数自体は人民院の方が多様である。

（表 2）

政党別に見ると、少数民族政党にビルマが少ないのは当然のことで、例えば RNDP は議員 16 人全員がラカインであり、SNDP は 22 人中 19 人がシャンである。ただし、民族構成で政党がはっきり分かれているかといえばそういうわけではない。USDP 議員の民族構成を表 3 に示している。人民院議員、民族院議員それぞれのビルマの割合は 77.6%、69.7%と全体の割合より高くなっている。その一方で、党内の民族的多様性が一定程度認められる。この点で NLD は 41 人中 39 人がビルマであるからビルマ優位とも解釈できるが、2012 年の補欠選挙の対象となった選挙区が州では少なかったことを考えると、NLD という政党の質を考える上ではあまり参考にならないだろう。

（表 3）

（2）学歴・当選前の職業

民選議員の学歴を、人民院、民族院それぞれ示したのが表 4 と表 5 である。一見して持つ印象は学歴が高いということである。両院の議員ともに大卒以上（325 人中 246

人）が多いことがわかるだろう。大卒の占める割合は人民院議員で 63.0%，民族院議員で 65.5%である。ミャンマーの教育状況を考えるとこの数字は高い。大卒以上の多くは 1980 年代末までに学位を取得しており，1990 年代以降，ミャンマーの高等教育機関は 1988 年時点で 20 校（その後 2009 年には 156 校まで拡大）（増田 2012，251）だったことを考えると，全人口のほんの数パーセントを占めるエリートだといえるだろう。逆に相対的に低い学歴となっている高卒未満と高卒については，民族構成に注目すべき点がある。人民院の高卒未満の 14 人のうちビルマは 6 人，非ビルマは 8 人，高卒ではビルマ 29 人，非ビルマ 25 人になっている。非ビルマが若干多い民族院だとさらにその傾向は強まり，高卒未満 11 人のうちビルマは 2 人，高卒 20 人のうちビルマは 9 人である。これだけ少ない数字で厳密な話をすることはできないが，社会的エリートが多いはずの議員にすら民族間の学歴格差を見いだせるといえるかもしれない。

（表 4）

（表 5）

民選議員の当選前の職業を示したのが表 6 と表 7 である²。3 つほど興味深い点がある。第 1 に，退役将校がそれほど多くないということである。人民院で 31 人（民選議員の約 9.5%），民族院で 15 人（民選議員の 8.9%）に過ぎない。大統領，副大統領および閣僚については，就任とともに国会議員としての身分を失うことになっているので，執政府の幹部に元将軍が多いことを考えると，政治過程にかかわる元将校はもっと多いことになるが，少なくとも議員については少数派である。しかも，選挙のために国軍を退役したと思われる将校は両院合わせて 19 人ほどで，残り 27 人は以前に退役して政府幹部に「天下り」していたものたちである。

第 2 に，議員のなかに実業家（企業の幹部も含む）が多くいるということである。人民院で 124 人（民選議員の 38.6%），55 人（民選議員の 32.7%）となっている。ただ，データ上，業種については若干の記述があるものの，事業の規模について知ることができないため，1 つにまとめるにはあまりに多様な人々がこの分類には入っている。とはいえ，その多くが事業主であり，議員にこれほどのビジネス関係者が含まれているというのは意外な発見かもしれない。政党別では必ずしも USDP だけで多いわけではなく，NLD にも 9 人の実業家出身議員がいる。ただ，これは多くが小規模の事業を営んでいるものであり，軍政下で民主化活動をする以上，政府から独立した生計手段が必要であることを考慮すると，自然なことと言えるかもしれない。ゼーガバー社の・キ

² 将校も公務員に含まれるが，表では，便宜上，両者を分けている。公務員も将校も，国軍代表議員を除いて，その身分を保持したままの議会選挙への立候補を認められていないため，選挙前に退職している。

ン・シュエのような、いわゆる政商と呼ばれる議員はもちろん USDP に所属している。

第 3 に、公務員も多いということである。これはある程度想定できることだろう。公務員のうち最も多いのは政府職員で、人民院で 50 人、民族院で 32 人いる。出身省は内務省、商務省、国営企業などさまざま、特に集中している省はなかった。次に多いのは教員で、人民院で 39 人、民族院で 21 人いる。依然として地方では教員の社会的地位は高いものと推測できる。逆にヤンゴン地域から選出された議員に教員出身者は大学教員を除けばいない。

（表 6）

（表 7）

3. 国軍司令官指名議員たちのプロフィール

本節では、国軍司令官指名議員（以下、国軍代表議員）について、前節同様、年齢・性別・民族、学歴・前職を検討しよう。対象となる議員は人民院 110 人、民族院 56 人である。前職については、全員が職業軍人で前職がないため、代わりに兼務しているポストを見ることにする。付言しておく、国軍代表議員は会期中には議員として、会期以外の時期はそれぞれの所属部局で軍務をこなしている。軍種と階級については以下の表 8 の通りである。このうち准将クラスが各院の議員たちをとりまとめる役割を担っている。また、民選議員と異なって国軍司令官による指名にもとづいて人員の入れ替えが法的に可能である。本稿の対象である 2012 年 4 月の補欠選挙の結果が出るまでに、人民院で 4 人、民族院で 6 人の国軍代表議員が交代している。

（表 8）

（1）性別・年齢・宗教・民族

まず、性別だが、言うまでもなく全員が男性である。

次に年齢だが、年齢構成を図 2 で示した。両院ともに、1950 年代後半生まれから 1970 年代生まれまでにおさまる。退役があることを考えると当然のことだろう。60 年代生まれと 70 年代生まれが中心であり、いわゆる中堅将校が国軍代表議員の多数を占めていることがわかるだろう。結果、民選議員たちと比べると国軍代表議員の年齢構成は若い。国軍は年功序列あるいは期別管理を基本とする官僚機構であるから、年齢は各将校の階級とかなりの程度相関する。

（図 2）

宗教については全員が仏教徒で、民族については人民院議員 110 人中、100 人がビルマ、7 人がラカインで、モン・ビルマ、シャン、シャン・ビルマが 1 人ずつである。民族院は 56 人中、51 人がビルマ、3 人がラカイン、カイン・ビルマ、カヤー・モンがそれぞれ 1 人ずつである。要するに、仏教徒ビルマがほとんどということになる。民族院が少数民族に配慮した場だとすると、国軍代表議員も民族的多様性に配慮してもよさそうなものだが、そうはなっていない。国軍将校の民族的属性を示す資料が存在しないので推測の域を出ないが、おそらくこの民族構成は国軍全体のそれに近いものではないかと思われる。かつて筆者は 1970 年代から 1980 年代にかけての国軍将校の民族構成を検討したことがあるが、その数字とほとんど変わっていない（中西 2009, 180）。依然として国軍将校団は仏教徒ビルマ中心の人員構成になっているものと推測される。

（2）学歴・兼務ポスト

ミャンマーの将校の学歴にはさまざまある。大きくいって、いわゆる士官学校である Defence Services Academy (DSA) を卒業し将校と、主に大学卒業生から士官候補生をリクルートする Officers Training School (OTS) や国軍の医学校、工学校などの非 DSA 卒の将校たちがいる。DSA は 1955 年に開校された比較的新しい士官学校で、それまでは OTS による短期の士官養成が中心だった。1960 年代に DSA に士官養成一本化が試みられたが、将校不足を理由として実現せず、現在にいたるまで OTS による士官養成は続いている。さらに 1990 年代からは国軍の各種学校が開校されるにいたった。したがって、士官学校以外で学位をとった将校もいる。この DSA 卒将校と非 DSA 卒将校の間には昇進の差が存在するため、厳密とはいえないものの、DSA 卒の多さから国軍代表議員の軍内での位置づけをある程度推測できるわけである。なお、将校は昇進の条件として指揮幕僚学校や国防大学での学位取得を義務づけられているが、ここでは任官以降に取得した学位については除外する。

国軍代表議員の学歴を示したのが表 8 である。DSA 卒の将校が人民院で 110 人中 33 人、民族院で 56 人中 7 人である。将校団全体に占める DSA 卒将校の数がわからないので、この数が将校団全体と比較して多いか少ないかを厳密に判断することはできない。筆者の印象としては国軍幹部に比べると DSA 卒将校が少ない。この DSA 卒の少なさは国軍代表議員に指名された将校たちが昇進ルートに乗ったエリート将校ではないことを推測させる。同時に理系の学位を持っている将校が多いのは、技術系将校や軍医が多いのではないかと考えられる。

（表 8）

そ国軍代表議員の兼務ポストを見ると、各院の監督役となる 4 名の准将は、人民院では地方軍管区の副司令官 2 名と訓練学校の校長 2 名からなり、民族院においても同様に地方軍管区の副司令官 2 名と訓練学校の校長 2 名の組み合わせからなる。それ以外の将校については、さまざまなポストについている将校がおり、中には DSA 卒の 40 代後半で歩兵師団の副師団長を務めている、いわば軍内の昇進コースにいるものと思われる将校もいる。しかし、やはり多くの将校はそうした野戦系の将校ではない。目立つのは主に、訓練系（軍内の学校や訓練部隊）の部局に勤めるものと、兵站・補給および技術部門の将校たちである。やや乱暴にまとめれば、非主流派の中堅将校が国軍代表議員の大半ということができよう。

おわりに

本稿では 2011 年に 1988 年以来約 23 年ぶりに復活した連邦議会を構成する議員のプロフィールを、人民院、民族院の民選議員と、両院の国軍代表議員に分けて検討した。得られた知見をここでまとめることはせずに、本稿をひとつの起点に、今後、議員という新たな政治アクターと、議会という新たな政治制度を理解するためにどういった作業が必要とされるのか、3 点ほど指摘しておきたい。

まず、政策過程としての政党と議会が持つ役割の検討が必要である。すでに議会を通じた立法活動がはじまって 3 年がたつが、政党、特に与党 USDP が組織として所属議員たちの行動にどういった影響を与えているのかがよくわかっていない。議員の議会での発言、行動は通常、多くの要因によって規定され、本稿で検討した各議員のプロフィールはそうした規定要因のひとつであるが、所属政党が与える影響がそれ以上に重要である。1 で記したように、USDP は何か共通の利益や理念にもとづいて組織された政党ではない。これから次の選挙を控えて、政党としての組織力を議会と社会でどのように発揮できるのか、あるいは発揮できないのか、注目する必要があるだろう。

次に、議会における、大統領、与党、国軍との関係の再検討が必要である。民政移管当初、大統領、議会の多数を占める USDP、国軍は、三位一体で既得権益の保持を目指すだろうと予測されていたが、現在、大統領と議会、それぞれが改革の方向性で動いていても一部の法案で対立するなど、次第に利害関係の違いが表出するようになっている。国軍については、基本的には大統領と現体制を支持する姿勢を崩していない。本稿が明らかにしたように、USDP はその指導部にだけ退役した将軍を冠し、多くの構成員は実業家と元公務員からなる政党である。国軍出身者は数としては少数派である。国軍と USDP との間で今後利害が衝突しても不思議ではない。この三者の政治的なや

りとりが実体化するのが議会であり、議会をアリーナとする同三者関係の検討はミャンマー政治を検討するうえで不可欠であろう。軍事政権時代のように、政府をある程度一枚岩のものとみなすことはもうできないのである。

最後に、議会での立法にかかわるコミュニケーションの確立と制度化の過程の検討が必要である。本稿が扱った議員のプロフィールを見るとわかるように、議員のなかに、これまで議会での政治活動を経験したものはいない。1974 年から 1988 年まで存在した社会主義時代の人民議会が「ラバースタンプ」であったため、まともな議会は 1962 年のクーデター前にさかのぼらなければ存在せず、そこに政治家として、あるいは官僚として関わったものは誰一人として現役ではない。そう考えると、今ミャンマーの議会で起きていることは、議会での政治的コミュニケーションの標準化の過程である。このプロセスを観察することは我々に大変興味深い情報を提供し、またミャンマー政治の今後を考える上でも重要なヒントを与えてくれるだろう。幸い、議事録が発行され（一部はウェブで閲覧可能）、メディアによる報道も多くある。議会での議員同士、さらには執政府や社会との多面的なコミュニケーションに一定のパターンを見いだすことは大変興味深い成果をもたらすものと考えられる。

【参考文献】

- 工藤年博 [2012] 「2010 年ミャンマー総選挙の結果を読む」 工藤年博（編）『ミャンマー政治の実像：軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ』 アジア経済研究所
- 中西嘉宏 [2009] 『軍政ビルマの権力構造：ネー・ウィン体制下の国家と軍隊，1962－1988』 京都大学学術出版界
- 増田知子 [2012] 「ミャンマー軍政の教育政策」 工藤年博（編）『ミャンマー政治の実像：軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ』 アジア経済研究所
- International Crisis Group [2013] "Not a Rubber Stamp: Myanmar's Legislature in a Time of Transition" Asia Briefing No.142
- MCM Book Publishing [2013] 『ミャンマー共和国連邦議会：人民院議員，民族院議員（2013 年）』（*Pyihtaunzu Thatmata Myanma Naingandaw Hluttawmya*） Zin Yadanar Saw Publishing House（ビルマ語）
- ALTSEAN-BURMA: Parliament Watch (<http://www.altsean.org/Research/Parliament%20Watch/Home.php>)
- Myanmar President Office (<http://www.president-office.gov.mm/>)

【図表】

表1 連邦議会における政党構成
(2012年4月補欠選挙後)

政党名	人民院	民族院
連邦団結発展党	212 _(人)	124 _(人)
国民民主連盟	37	4
シャン民族民主党	18	4
民族統一党	12	5
ヤカイン民族発展党	9	7
国民民主勢力	8	4
モン全地域民主党	3	3
パオ民族連盟	3	1
チン民族党	2	2
チン進歩党	2	4
パロンーサウォ民主党	2	3
ワ民主党	2	1
その他	10	5
無所属	10	1
軍人議席	110	56
合計	440	224

出所)MCM Book Publishing (2013)より筆者作成

表2 連邦議会議員の民族構成

民族名	人民院		民族院	
	人数	割合	人数	割合
ビルマ	223 ^(人)	68.6%	93 ^(人)	55.4%
シャン	26	8.0%	10	6.0%
ラカイン	15	4.6%	11	6.5%
カイン	9	2.8%	11	6.5%
モン	7	2.2%	7	4.2%
チン	7	2.2%	12	7.1%
カチン	6	1.8%	3	1.8%
コーカン	4	1.2%	1	0.6%
パオ	3	0.9%	1	0.6%
イン	3	0.9%	0	0.0%
ラワン	2	0.6%	0	0.0%
ラフ	2	0.6%	1	0.6%
ダヌ	2	0.6%	1	0.6%
シャン・ビルマ	2	0.6%	0	0.0%
カヤー	2	0.6%	7	4.2%
その他	11	3.4%	10	6.0%
不明	1	0.3%	0	0.0%
合計	325	100.0%	168	100.0%

出所) 表1に同じ

表3 USDP議員の民族構成

民族名	人民院		民族院	
	人数	割合	人数	割合
ビルマ	173	77.6%	83	69.7%
シャン	10	4.5%	6	5.0%
ラカイン	6	2.7%	4	3.4%
チン	4	1.8%	6	5.0%
カチン	3	1.3%	0	0.0%
カレン	3	1.3%	1	0.8%
コーカン	3	1.3%	1	0.8%
モン	3	1.3%	3	2.5%
ダヌ	2	0.9%	1	0.8%
イン・シャン	2	0.9%	0	0.0%
カヤー	2	0.9%	7	5.9%
カヤン	2	0.9%	1	0.8%
ラフ	2	0.9%	1	0.8%
ラワン	2	0.9%	0	0.0%
シャン・ビルマ	2	0.9%	0	0.0%
その他	3	1.3%	5	4.2%
不明	1	0.4%	0	0.0%
合計	223	100.0%	119	100.0%

出所)表1に同じ

表4 人民院民選議員の学歴

学歴	人数	学歴	人数
高卒未満	14 ^(人)	5年生	1 ^(人)
		7年生	4
		8年生	8
		9年生	1
高卒			54
大学中退			1
カレッジ			2
大卒	205	大卒(理)	76
		大卒(文)	71
		大卒(法)	20
		大卒(医)	13
		大卒(教)	12
		大卒(商)	5
		大卒(経)	3
		大卒(農)	3
		大卒(動)	1
		大卒(歯)	1
海外大学			1
修士	20	修士(理)	7
		修士(文)	5
		修士	4
		修士(国軍)	3
		修士(医)	1
博士	6	博士	1
		博士(医)	1
		海外博士号	4
士官学校卒			13
海外士官学校			1
不明			8
合計			325

出所) 表1に同じ

表5 民族院民選議員の学歴

学歴	人数	学歴	人数
高卒未満	11 _(人)	4年生	2 _(人)
		7年生	3
		8年生	4
		9年生	2
高卒			22
カレッジ			4
大卒	110	大卒(文)	37
		大卒(理)	36
		大卒(医)	11
		大卒(法)	9
		大卒(教)	8
		大卒(経)	4
		大卒(農)	2
		大卒(歯)	2
		大卒(商)	1
士官学校卒			4
修士	7	修士	4
		修士(文)	2
		修士(理)	1
博士	3	海外博士号	3
不明			7
合計			168

出所)表1に同じ

表6 人民院民選議員の立候補前の職業

職業名	人数	職業名	人数
実業家			124(人)
公務員	98	政府職員	50
		教員	39
		大学教員	4
		大臣	3
		裁判官	2
将校	31	将校・大臣	11
		将校	10
		将校・公務員	9
		将校・市長	1
政治・政党活動			17
農業			17
医師			12
弁護士			10
塾講師・家庭教師			6
作家			4
獣医			1
新聞記者			1
画家			1
伝統医療			1
反政府ゲリラ			1
無職			1
合計			325

出所)表1に同じ

表7 民族院民選議員の立候補前の職業

職業名	人数	職業名	人数
実業家			55(人)
公務員	58	政府職員	32
		教員	21
		大学学長	3
		大学教員	2
		副大臣	1
将校	15	将校	9
		将校・公務員	3
		将校・副大臣	2
		将校・大臣	1
政治・政党活動			3
農業			7
医師			10
弁護士			8
塾講師・家庭教師			3
文化活動			1
獣医			1
エンジニア			1
ガイド			1
ジャーナリスト			1
反政府ゲリラ			1
不明			2
合計			168

出所) 表1に同じ

表8 国軍代表議員の軍種と階級

単位：人

階級	陸軍		海軍		空軍	
	人民院	民族院	人民院	民族院	人民院	民族院
准将	4	4				
大佐	11	7				
中佐	23	11	2		1	
少佐	51	31	6		8	
大尉	3	1		1		1
合計	92	54	8	1	9	1

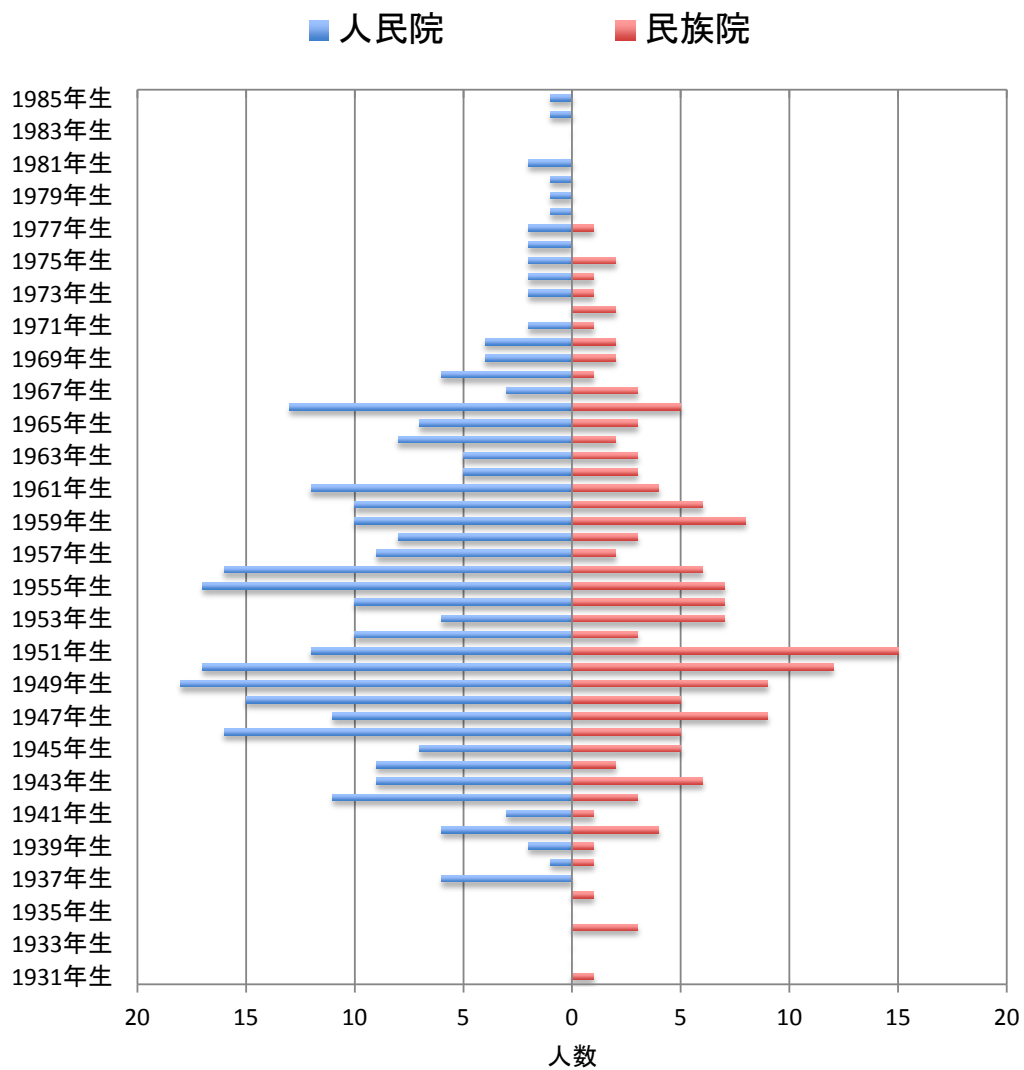
出所) 表1に同じ

表9 国軍代表議員の学歴

学歴		人民院	民族院
DSA卒	学士(理系)	23(人)	3(人)
	学士(文系)	10	3
	学士(無記載)	0	1
非DSA卒	学士(文系)	27	11
	学士(工学)	15	15
	学士(理系)	27	13
	学士(獣医学)	4	5
	学士(医学)	3	1
	学士(経済)	0	1
	学士(コンピューター)	0	1
	不明	1	2
合計		110	56

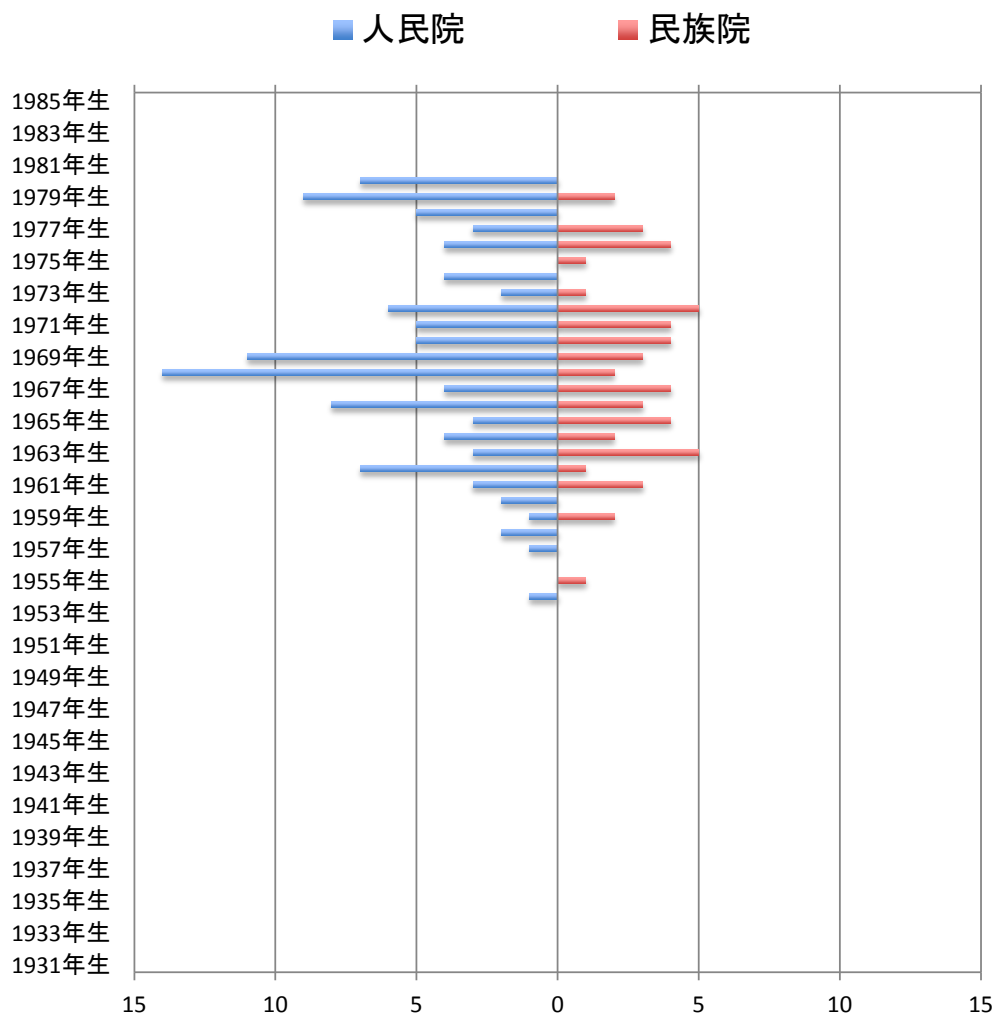
出所) 表1に同じ

図1 民選議員の年齢構成



出所)表1に同じ

図2 国軍代表議員の年齢構成



出所)表1に同じ